

障害者しごと体験事業 登録協力をお願い

兵庫県では、就労を希望する障害者に、しごと体験（就労体験や職場見学）を通じて仕事との接点を持ち、働く姿勢を学ぶことで“就職への第一歩を踏み出すきっかけづくり”となる場を提供するため、『障害者しごと体験事業』を推進しています。

この事業が、事業主や企業の皆様にとりまして、障害のある人を理解する機会となり、障害者雇用に対する不安を軽減する一助になればと願っています。

ご協力をよろしくお願いいたします。

しごと体験事業とは？

登録いただいた協力企業において、障害者が1日～1週間程度、簡易な就労体験や職場見学を行うものです。

〔体験業務〕清掃、商品陳列、PC入力、製造補助、花壇植栽など

受入企業（協力企業）の登録

- ① 協力企業登録申込書(裏面)により協力・受入企業として登録してください。

⇒申込に際し、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせ下さい。



就労体験・職場見学の実施

- ② 協力・受入企業と打ち合わせ
- ③ 学校や施設へ案内
- ④ 就労体験・見学者の決定
- ⑤ 現場での就労体験・見学の実施
⇒実際の実習や見学をサポートします。



実施後のフォローアップ

登録にあたってのQ&A

「体験する障害者」はどんな人？

- ① 特別支援学校に在籍する生徒や、福祉施設等の利用者です。
- ② 自ら体験を望む「やる気」のある希望者です。

報酬や交通費等の経費は？

- ① 賃金、その他の報酬は一切伴いません。
- ② 交通費や諸経費も、体験者が負担します。

実施内容・方法は？

- ① 「どんな業務ができるの?」「どんな準備が必要?」といった不安や疑問を解消し、安心して職場体験を受け入れられるように、詳細について打ち合わせを行います。
※体験事業は、雇用につなげるお願いをするものではありません。
- ② 体験中の事故や損害に備えて、学校や施設が必要な対策（保険）を講じます。

兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課

◆お問い合わせ先◆（業務受託者）



社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団
総合リハビリテーションセンター
能力開発課『しごと体験事業』担当

〒651-2181 神戸市西区曙町 1070
TEL (078) 927-2727
FAX (078) 925-9223
e-mail: shigoto@hwc.or.jp

